
 論 文

土地の「利用」が「所有」をつくる

—— エチオピア西南部・農村社会における資源利用と土地所有 ——



京都大学大学院人間・環境学研究科 松村 圭一郎

アフリカにおける土地所有の研究には長い歴史がある。本稿は、これまで「慣習法」や「民俗概念」として描かれることの多かった農村社会の土地所有について、その利用形態に着目することで新たな視座を提起することを目指している。調査地のマジョリティであるオロモの土地所有については、「土地の父」をあらわす *abba lafa* という用語が重要な民俗概念として注目されてきた。しかし、調査村の土地を詳しくみていくと、ひとくちに「土地」といっても、そこには利用形態によってさまざまな意味や価値のバリエーションがあり、それらが季節的に変化することもわかってきた。収穫期の短期間だけ労働力が投入される一方で、それほど排他性の高い個人の土地（コーヒー林 *buna*）、耕作期間は世帯単位で排他的に所有・利用されながらも、収穫後から次の播種までは誰もが放牧できるようになる土地（畑 *maasii*）、いつでも誰もが牛を放牧できる土地（低湿地 *bakkee*）、ひんぱんに売買される土地（集落の土地 *ola*）、柵で囲まれながらも家族の間で複数の所有の主張が交差する土地（屋敷地 *ge'e*）。すべての土地がひとつの「所有体制」のもとにあるわけでも、*abba lafa* という固有の「民俗概念」に覆われているわけでもない。土地利用の違いは、土地所有の排他性やその価値に影響を与えている。本稿は、土地から生み出される資源の多義性をあきらかにしたうえで、土地利用のあり方が「所有」という現象をかたちづくる重要な要素であると論じる。

1. はじめに

アフリカを調査する人類学者にとって、土地所有は、もっとも古典的なテーマのひとつである。これまで独特の「慣習法」や「民俗概念」から捉えられることの多かったアフリカの土地所有が、近年は「交渉可能性」といった動態的な側面から論じられるようになってきた。本稿では、これらの議論の限界を示したうえで、資源の利用形態という視点から土地所有をとらえなおす必要性を提起する。

アフリカの慣習的な土地所有に関する有名な議論に、ひとつの土地に同時に複数の「権利」が結びつけられているという見方がある。なかでもグラックマンは、ア

フリカのロジ社会を事例として、じっさいに土地を利用する者から、家族や村、国家の代表へとそれぞれの身分に応じた「権利の束」が重なりあう「領有地の階層性 hierarchy of estate」という概念を示した（Gluckman, 1965: 36-42）。この概念は、アフリカの典型的な土地所有のあり方として、その後、大きな影響力をもつことになる。

一方、ナイジェリアのティブについて研究したボハナンは、「土地保有 land tenure」という概念そのものが西洋社会とは異なると論じた（Bohannon & Bohannon, 1968）。ティブ社会では、父系リネージの「系譜地図」という社会組織の観点から、「土地」を「ゴムシート」のように伸縮するものとしてとらえている。そして、コンパウンドの長、成人男性、その妻といった者たちが、それぞれ系譜上の権利として、ひとつの畑を特定の耕作期間だけ耕すための「耕作保有権 farm tenure」をもっている。ボハナンは、それが土地を固定的な準拠点として社会組織を変化させる西洋の観念とはまったく逆の「民俗地理学

folk geography」であると論じた¹⁾。

人類学的研究の多くは、西洋の所有概念が特殊なものであり、アフリカにはそれとは別の所有概念、あるいは土地や社会組織への異なるとらえ方にもとづいた所有体制がみられることを指摘してきた²⁾。しかし、こうした視点は、アフリカにおける土地所有を「慣習法」といったエキゾチックな「もうひとつの制度」として固定的にとらえるものでしかなかった³⁾。1970年代以降、このように土地所有を固有の所有概念とそれにもとづく制度化された構造としてとらえる見方は、構造内の複雑な要素間の関係や変化するプロセスを重視する視点によって批判されていく。

なかでもサリー・ムーアの研究は、国家やローカル・レベルの多元的な法体制の流動的側面を強調するものだった(Moore, 2000[1978])。彼女は、タンザニアのチャガ社会における土地所有の変化をとりあげ、タンザニアという国家の法的な変化とローカルな場における慣習法との不確定な相互関係を理解するモデルとして、「半自律的な社会フィールド semi-autonomous social field」という概念を提示した⁴⁾。

このムーアの観点は、国家の法という大きな構造のなかに、それぞれの規則をもった小さな構造が生成し、大構造が小構造に影響を与えるというよりは、むしろそれらが相互に作用し合って予想できない結果を招くことを強調するものであった。ただし、「半自律的な社会フィールド」が「規則」を軸に変化するという意味では、ローカルな土地所有がある種の「法」によって規定されるといふ枠組みは維持されている。

その後、アフリカにおける土地所有という問いは、さらにダイナミックに流動する過程をとらえる方向へと進んでいく。早魃や食糧危機、国家政策や開発プロジェクトの影響、農業の社会主義化や私的所有権の導入、人口密度の高まり、商業資本主義の浸透。1980年代以降のアフリカにおいて、土地所有は、こうした急速に変化するコンテキストのなかで論じられる現代的テーマになった(Downs & Reyna, 1988; Shipton & Goheen, 1992; Basset & Crummey, 1993; Shipton, 1994)。

土地をめぐるさまざまな要素は、複雑に絡み合い、流動的に変化し、予想しがたい結果をもたらす。サラ・バーリーの研究は、ムーアも指摘したような不確定な状況において、アフリカの人びとが社会関係のネットワークを駆使しながら、いかにあいまいな国家の法や規則、慣習といった制度を再解釈し、交渉し、操作してきたのか、その歴史過程を分析するものであった(Berry, 1993)⁵⁾。

バーリーは、アフリカのいくつかの事例をもとに、植民地期や独立後の土地政策を分析し、こうした規則と社会

関係の「交渉可能性」がアフリカ社会の根本的な特徴のひとつであると論じた(Berry, 1993)。この論調の背景には、アフリカにおいて国際機関や援助国などのイニシアティブで進められた私的所有権や土地登記の導入といった政策が、ことごとく期待された結果をもたらさなかったことへの失望や不信感がうかがえる(Moore, 1998)。現在、アフリカの土地所有をめぐる研究は、ある意図をもって定められたり維持される規則や法そのものよりも、それを解釈したり、再編成したり、操作する個人や集団のあり方に目を向けはじめている(Juul & Lund, 2002)⁶⁾。

「土地所有」という現象には、同じような状況がくり返される規則性と、それがくつがえされて不確定な状態に陥ってしまう不規則性とがみられる。この規則性に注目してきたかつての人類学的研究は、それを固有の「慣習法」や「民俗概念」という静態的な枠組みから読みとり、不規則性に焦点をあてる近年の研究は、そこが操作(manipulation)と解釈(interpretation)に支えられたダイナミックな「交渉」の場であると論じてきた。

たしかに、マクロなレベルにおいても、ミクロなレベルにおいても、「交渉」がきわめて重要であることは間違いない。エチオピアの土地所有を考えると、土地争いにおける「交渉」が大きな意味をもっている。しかし、「交渉」という概念だけでは、われわれは土地所有について理解する足場を失ってしまう。「交渉」とは、たえず推移していくプロセスそのものを指す言葉でしかないからだ。筆者の調査村における土地所有のあり方をみると、一定の状態がくり返される規則性のなかで、ときに変化をうながす転換点として「交渉」が生じているのがわかる。基本的には、それぞれの土地がどう所有／利用されるべきかといった認識はある程度まで共有されており、その認識を確認するために毎回、交渉が重ねられているわけではない。

本稿のねらいは、「交渉」という不規則なプロセスだけを強調するまえに、土地所有には利用形態に応じた一定の規則性があることを確認しておくことにある。農村社会の土地の利用形態にはバラエティがあり、その土地利用の違いによって、所有のあり方や排他性の度合いが異なっている。こうした資源の利用形態が土地所有に影響を与えるという事実は、これまでの土地所有研究では、ほとんど考慮されてこなかった。こうした分析をとおして、農村社会のすべての土地が、固有の「所有体制」にすっぽりと覆われているとか、ある「民俗概念」に根ざした固有の形態で所有されているといった見方、そして「交渉」による流動性のみを強調することへの反証を示していきたい。

2. 資源利用からみる「土地所有」－エチオピアの土地をめぐる状況から

本稿の「土地所有」をとらえる視点について、調査地であるエチオピアの状況をふまえながら述べておく。ふつう日本語で書かれたアフリカの土地制度に関する研究では、「土地所有」ではなく「土地保有」という言葉が用いられることが多い⁷⁾。これは、英語文献のなかで使われる *land tenure* の訳であるだけでなく、アフリカの「慣習法的」な土地制度を西欧の「所有権 *ownership*」概念とは明確に区別されるものとみなしてきたことを示している。一般に、アフリカにおける慣習的な土地制度では「共同体保有」が優勢で、そこでは個人の処分権が認められていないとされてきた⁸⁾。しかし、前述のように、アフリカの土地をめぐる状況は多義的であり、また変化の過程にある。それはエチオピアも例外ではない。

筆者が調査の対象とした地域では、20世紀初頭にはすでに個人による土地の売買が行なわれていた。その意味では、かならずしも処分権を含まない「保有」というかたちが常態だったとは言えない。また農村部の土地をめぐる動きは、いまだ国家の法的な制度と完全には一致していない。エチオピアでは、現在、すべての土地は公有 (*public ownership*) であると宣言されている⁹⁾。そのため法的には、農民は土地の「所有権」(占有権・用益権・処分権のすべてを含むものとしての) をもたない。土地を耕したり、相続したり、貸借することはできても、売却などによって処分することは禁止されている (1974年から91年までの社会主義時代には、貸借することも禁止されていた)。ところが場所によっては、ふつうに土地が売買されている。法的には「違法」であるが、現実には平然と行われており、行政村レベルでは黙認されている (松村, 2002)。

こうした状況では、法的な定義だけにもとづいて「土地所有」なのか、「土地保有」なのかを区別してもほとんど意味がない。本稿で「土地所有」という言葉を一貫して用いている背景には、こうした理由がある。19世紀末以降、エチオピアは、たび重なる政権交代を経験してきた。土地所有という問題を「所有権」の帰属をめぐる問題として論じていけば、農民と土地との関係に変わりがなくても、国の法律ひとつで「所有」が「保有」になったり、「所有」そのものが否定されたりしてしまう。

それでは、現地の人びとは「土地を所有する者」のことをどのように表現しているのか。調査村の多数を占めるオロモの言葉では、*abba lafa* と言われる。これは字義どおりに訳せば「土地の父」となる¹⁰⁾。本稿でも、土地の「所有者」という場合には、「法的な所有権をもつ者」

という意味ではなく、ローカルな文脈で *abba lafa* として言及される者のことを指している。

この *abba lafa* という用語は、これまでオロモの土地所有を理解するための重要な民俗概念としてとりあげられてきた。1970年前後にエチオピア西部のオロモ社会を調査したヤン・ハルティンは、この用語が「出自集団と特定の領域との関連」を示す言葉であると指摘している (Hultin 1984: 454)。ハルティンは、父親が息子に土地を生前贈与する場合を例にあげ、「父親は彼自身が耕している土地だけでなく、息子が耕している土地に対しても *abba lafa* でありつづける」と述べている。つまり、父系の出自にそって譲渡・相続される特定の土地において、じっさいの利用者とその土地との関係だけでなく、父親や祖父などのその土地への関係も意味していることになる。

ボハナンの研究がそうであったように、かつてはある集団に固有の民俗概念を理解することが「土地所有」そのものを理解することにつながると考えられていた。*abba lafa* という概念も、出自集団の土地が数世代にわたって相続・利用されていたころには、土地への系譜的な関係を示す特殊な概念として重要な意味をもっていたのかもしれない。しかし、筆者の調査地域では、20世紀初頭から移住者による土地取得が増加し、1974年以降の社会主義時代には土地の再分配や集村化政策といった大きな変動を経験するなかで、すでに土地と出自集団との関係はそれほど連続性のあるものではなくなっている。もはや *abba lafa* という概念だけから土地所有について論じることには限界がある。

こうした状況のなかで「土地所有」という問いをどのような視座から考えていけばよいだろうか。本稿では、農民による土地の利用形態に注目している。土地の「所有者」が法的に特定できず、さらに *abba lafa* という概念上の問題として分析できない以上、「現実には誰がどのように土地という資源を排他的に占有／利用しているか」に着目する以外にない。このように「土地という資源へのアクセスとそこからの他者の排除」として「土地所有」をとらえることで、農民と土地との関係についての現実的な考察が可能になると考えている。

土地所有を資源利用の排他性という視点から分析するために、考察ではダイソン＝ハドソンとスミス (1978) の「なわばり論 *Human Territoriality*」を参照している¹¹⁾。彼らは、食物採集など資源利用の性質をはかる基準として、コスト－ベネフィット・モデルにもとづいた「経済的防衛可能性 (*economic defendability*)」という考え方を示した。ある資源の領域を守って排他的に占有することが、はたして経済的にみて有益かどうか。そのベネフィットが領域を保持するためのコストを上回るときのみ、資源

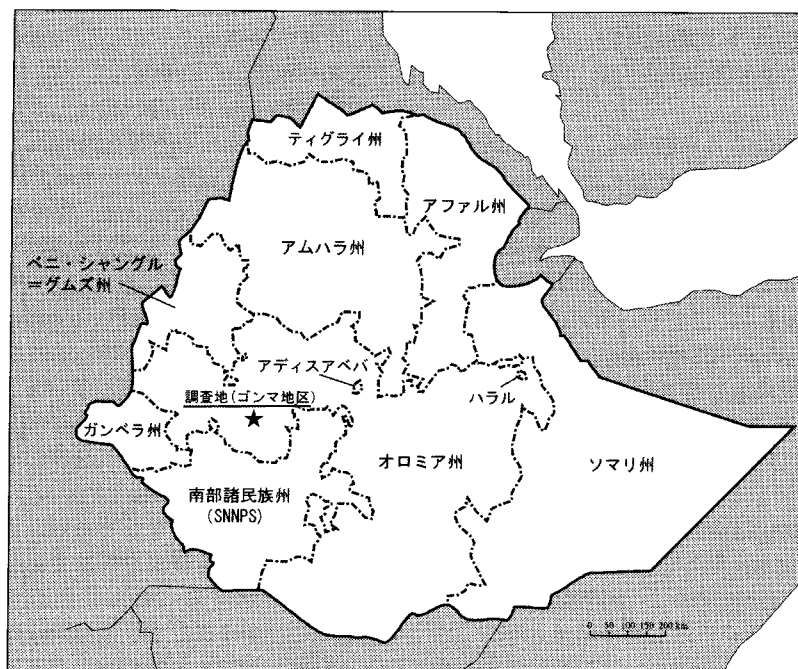


図1. エチオピアの民族自治州と調査地の位置

は排他的な空間として占有される。そして、このコストベネフィットは、資源の時間的・空間的な予測可能性とその密集度に左右される。資源がいつでも手に入るかが予測不可能な場合、その資源を防御するコストが大きいわりに、得られるベネフィットは小さい。また、資源の平均的な密度が高まれば、防御する領域が小さくてすむため、なわばりを守るコストは減る。つまり基本的には、「なわばりシステムは、重要な資源がもっとも高い密度で予測可能な条件にあるときに生じる」(Dyson-Hudson and Smith 1978: 25) ことになる。この資源の排他的利用をめぐる経済的要因は、土地の排他的な所有／利用に一定の規則性があることを説明するうえで重要な指標になる。

もちろんダイソン＝ハドソンらの定式だけで、土地所有という現象をすべて説明できるわけではない。とくに彼らの研究は資源領域を拡大・縮小できる生業形態を前提にしているため、土地所有が固定されている人口稠密なエチオピア高地農村の事例にそのまま当てはめることはできない。本稿では、このモデルをエチオピアの事例に適用するときの有効性と限界とを示したうえで、土地の利用形態によって生じる排他性の違いが、どのように「なわばり論」の想定したテリトリー形成の度合いと関連しているかを論じる。

3. 調査対象地—ゴンマ地方北部・コンバ村

調査対象地は、コーヒーアラビカの出産地としても知られるエチオピア西南部のゴンマ地方に位置する(図1)。年間に1400mmから1700mmほどの降水量があり、エチオピアでも有数の緑豊かな地域である。調査地として選んだのは、標高が1400mから1600mほどの場所にあるコンバ村周辺である¹²⁾。コンバ村とその周辺での調査期間は、およそ1年半あまりになる(1998年8月～1999年1月、2000年9月～12月、2001年7月～8月、2002年10月～1月、2003年9月～11月)。

1994年のセンサスによると、コンバ村の人口は451世帯・1987人(男1011人・女976人)とされている(CSA, 1996)。これをもとに算出した村の人口密度は1 km²あたり293人となる。隣接するコーヒー農園の労働者たちも居住しているため、一概にはいえないのだが、農村部としてはきわめて高い人口密度であることがわかる。この地域にひろく居住しているのがエチオピア最大の民族集団であるオロモで、その多くがムスリムである。ただし76年ごろに国営コーヒー農園が建設されて移民が急増したこともあって、調査村では北部のアムハラや南部の「クッロ(ダウロ・コンタ)」など、他民族の割合が比較的大きい(松村, 2002)。

2002年に世帯調査を行った10集落(404世帯・1650人)

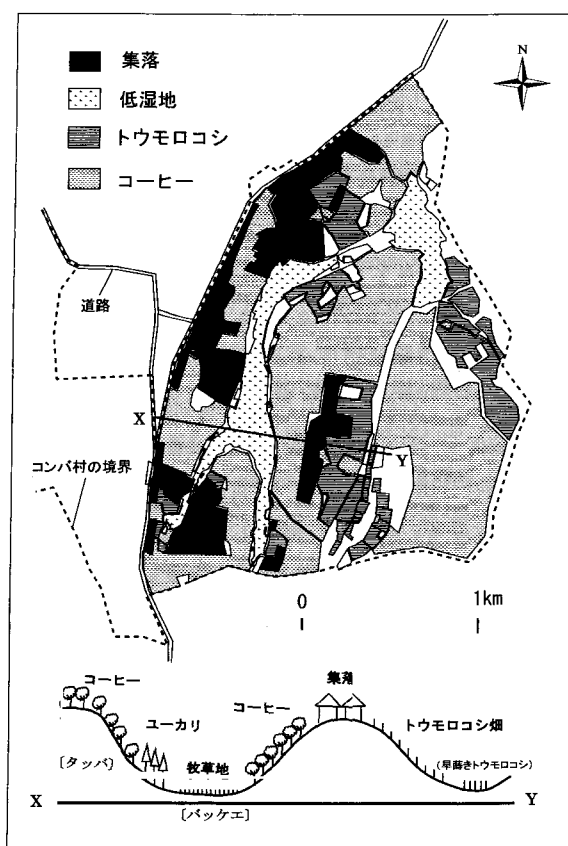


図2. コンバ村の土地利用図
出所：筆者作成。以下の図表も同じ。

における「世帯主」の民族構成は、オロモが61.4%，アムハラが18.0%，「クッロ」が8.0%，その他が12.6%であった。オロモの世帯主のうち20世紀になって他地域から移住してきたのが半数近くを占めていることから、オロモといってもけっして一枚岩ではない。本稿では、現地語彙について、基本的には多数派であるオロモ語で表記し、ひろくアムハラ語の語彙が使われている場合は、(Am.)と明記している。

コンバ村周辺の生態環境や人びとの生業についても概説しておこう。村の北方10 kmあまりのところを青ナイルにそそぐディデッサと呼ばれる大きな川が西から東へと流れている。この川に向かって南から北へ無数の小さな川が流れこみ、この小川にそって低湿地と丘陵地が交互に带状にのびて、調査地域の景観をかたちづくっている。このうち低湿地がバッケエ (bakkee) といわれ、おもに放牧地としてつかわれてきた。またバッケエから50～60 mほど高度差のある小高い丘陵地のことをタッパ (tabba) といい、畑や居住地として利用されている。この地域の土地利用のあり方には、このバッケエとタッパ

とで大きな違いがあり、これらがふたつの特徴的な空間を構成している (図2)。

雨季の激しい雨のあとには浸水してしまうバッケエが、集落の共同放牧地として誰もが利用できる空間なのに対し、タッパの土地は基本的に境界で区切られた個人の土地として利用されている。農民のほとんどがコーヒー栽培に生計を依存しており、同時にトウモロコシ栽培を行うことで食糧を確保している。乾季のあいだにコーヒーの採集を行い、乾季の終わってから雨季の終わりまではトウモロコシの栽培に従事する (表1)。これが農民たちの一般的な生活サイクルとなっている。ふつうは、コーヒーの摘みとり時期 (9月から2月のうちの2～3ヶ月ほど) に現金収入をえて、次のおもなトウモロコシの収穫期 (10月から11月) までしのぐことになる。

GPSを用いて作成した村の土地利用図をみると、丘陵地タッパの比較的高い場所に集落がひろがり、斜面地にコーヒー林やトウモロコシ畑がつくられているのがわかる (図2参照)。低湿地の一部では、早播きのトウモロコシが栽培され、雨季のもっとも困窮する時期 (4月から

表1 おもな栽培植物の生業サイクル

和 名	方 名	学 名	9 月	10月	11月	12月	1 月
			+++	+++	===	===	===
トウモロコシ (低湿地)	<i>caffe boqolo</i>	<i>Zea mays</i>				>>>>	****
トウモロコシ	<i>masa boqolo</i>	<i>Zea mays</i>	----	////	////		
モロコシ	<i>bisingaa</i>	<i>Sorghum bicolor</i>	----	////	////		
モロコシ (早生)	<i>bisingaa bobe</i>	<i>Sorghum bicolor</i>	----	////	////		
コーヒー (赤い実)	<i>buna diimaa</i>	<i>Coffea arabica</i>			////	////	
コーヒー (乾燥・黒)	<i>buna gogga</i>	<i>Coffea arabica</i>					////
テフ	<i>xaafii</i>	<i>Eragrostis tef</i>	----	----	////	//	
タロイモ	<i>godare</i>	<i>Colocasia antiquarum</i>	----	----	----	----	////
ササゲ	<i>boloqe</i>	<i>Vigna unguiculata</i>	----	----	////		
多年生キャベツ	<i>raafu</i>	<i>Brassica oleracea</i>	****	----	////		
ヌグ	<i>nug</i>	<i>Guizotia abyssinica</i>	----	----	--//		
チャット (カート)	<i>caatii</i>	<i>Catha edulis</i>	////	////	//		
オレンジ	<i>burutokani</i>	<i>Citrus sinensis</i>		////	////	////	

注 耕起>> 播種・植えつけ** 収穫・採集//

9月)の貴重な食糧を提供している。ほかにもモロコシやテフがごく限られた畑で栽培されている。屋敷地内ではタロイモや多年生キャベツ、ササゲ、エンセーテなどの栽培植物のほか、オレンジ、バナナ、パパイヤ、マンゴといった果樹が小規模に栽培されている。コーヒーにつぐ現金収入源となっているのは、チャット (カート) といわれる覚醒作用のある植物で、柵に囲まれた屋敷地内で栽培されることが多い。人びとはやわらかい葉だけをちぎって口の中に入れ、長時間にわたって噛みつぶける。チャットは現金で売買される商品作物であるだけでなく、とくにムスリムにとって、お祈りや農作業といった日常生活のなかで欠かせないものとなっている。

4. 事例分析—資源の利用形態による土地所有の変化

図2からもわかるように、村の土地はおもに「コーヒー林」、「トウモロコシ畑」、「低湿地」、「集落の土地」に分類される。ここでは、それぞれの土地利用の違いが、土地所有にどのような影響を与えているかを示していく。ひとくちに「土地」といっても、そこには利用形態によってさまざまな意味や価値のバリエーションがあり、それらが季節的に変化することもある。土地という資源の多義性をあきらかにしたうえで、土地利用のあり方が「土地所有」という現象をかたちづくる重要な要素である

と論じる。

4-1 作物を育てる土地：コーヒー林 (*buna*) とトウモロコシ畑 (*maasii*)

村の土地のなかでもっとも大きな面積を占めているのが、コーヒー林とトウモロコシ畑である(図2参照)。コーヒーの土地は、「コーヒー」という意味の *buna* といわれたり、「林／森」を示す *badda* (*cakkaa*, Am.) といわれたりする。トウモロコシなどを栽培する土地は、「農地／畑」という意味の *maasii*、あるいは「耕される土地」という意味から *lafa qonna* と呼ばれる。まずこの2つの土地の違いについて、「立地」・「境界画定」・「利用行動」・「相続」といった点から説明していきたい。

(1) 立地

コーヒー林もトウモロコシ畑も、丘陵地の斜面に広がっている。ともに水はけのよい土地が適しているため、同じような条件のところを選ばれる。ただし、コーヒーの苗木を育てるには、直射日光をさえぎるための樹木が必要になる。この木のことを「日陰をつくるための木」という意味で「庇陰樹」という。庇陰樹には、コーヒーを気候の急激な変動や過度の乾燥と降雨からまもり、安定した生産量を保つ役割がある (Demel, 1999)。コーヒーは日の光に直接さらされると、葉を黄色くして、とたんに実りが悪くなる。そのため、コーヒーが栽培されている場所には、きまって樹高が5、6メートルから15メー

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	備考
===	===	+++	+++	+++	+++	+++	乾季=, 雨季+
---	---	---	---	////	////		湿地が乾いた頃に播種
>>>>	*****	---	---	---	---	---	雨が降り出してから播種
>>>>	*****	---	---	---	---	---	生長が早い
	>>>>	*****	---	---	---	---	年によって差が激しい 早い年は8月から実る
////				>>>>	>>**	**--	雨季の後半に播種
////	//	*****	---	---	---	---	雨季の前に収穫
	*****	---	---	---	////	*****	
	*****	---	////	*****	---	////	雨季の間繰り返し収穫
					*****	---	雨季の後半に播種
		////	////	////	////		雨季に生長

トルほどの庇陰樹の森が生い茂っている（松村，2005）。

コーヒーが栽培される土地には、かつては樹木が茂る森であった土地とそれまで畑や屋敷地として利用されていた土地の2種類がある。畑の土地をコーヒー林にするためには、庇陰樹となる木の苗もいっしょに植えなければならない。一方、もともと大きな樹木が生えていた場所では、余分な木を間伐することで、そのなかにコーヒーの苗が植えられた。コンバ村では、集落周辺にあるコーヒー林は、もともと畑や屋敷地であった場合が多く、大木の残っている集落から離れた場所は、かつて森であったことが多い。

トウモロコシの畑になる土地にも、2種類ある。丘陵地の斜面のほかに、面積としては小さいものの、低湿地の一部で早撒きのトウモロコシが育てられている。雨の降らない乾季でも、低湿地では、ところどころで泉が湧き出ている。丘陵地の畑（*maasii*）では、4月から1月の雨季のはじめににあわせて種が蒔かれるのに対し、低湿地の畑（*caffé*）では、まだ乾季のまっただなかの1月から2月にかけて種が蒔かれる（表1参照）。とくに低湿地の畑では、水はけをよくするために排水溝が掘られるので、かなりの重労働をとまう。この低湿地のトウモロコシは、雨季のはじめごろの6月から7月には収穫を迎えるため、丘陵地の畑で収穫が行われる11月までの端境期の食糧を確保する意味がある。この低湿地でのトウモロコシ栽培は、近年の土地不足を背景に、過去10年ほどのあいだに広まったとされる。

（2）境界画定

畑もコーヒー林も、基本的には世帯単位で所有／利用される土地になっている。柵などもつくられておらず、一見すると、境界線がないかのように思える。ところが、隣接する土地の所有者／利用者のあいだでは、ふつう何らかの目印によってその境界が了解されている。

畑であれば、そばに生えている木や切り株が目印にされる場合が多い。また、種を蒔く前に、隣り合った土地の耕作者が立ち会って、畑の境界にユーフォルビア（*Euphorbia tirucalli*）を植えることもある。しかし、この目印も、翌年の播種の時期にはなくなっていることが多く、毎年のように境界が確認されることになる。

コーヒーの林の場合も、ユーフォルビアやリュウケツジュの一種（*Dracaena fragrans* (L.) Ker Gawl./ *Dracaena steudneri* Engl.）などが境界の印として植えられる。さらに、境界付近のコーヒーの幹に山刀などで傷がつけられ、その傷が目印とされることも多い。この場合、土地そのものに境界線を引くというよりも、コーヒーの木が誰のものかを確認するほうが重要であることがわかる。畑であれ、コーヒー林であれ、いずれも恒久的な柵などがつくられることはめったになく、時間がたつとわからなくなってしまうような印でしかない。この境界画定のあいまいさが、しばしば境界争いにもつながっている。以下は、コーヒー林の境界をめぐる争いの事例である。

＜事例1：コーヒー林の境界争い＞

2000年にある農民がコーヒーの土地を親族の者から買い取った。それから数年間はあまりコーヒーの実らない年が続いたが、2003年になると、近年にないほどたくさんのコーヒーが実りはじめる。コーヒーの摘みとりがはじまる前の2003年9月、隣接するコーヒー林を所有する姉妹が、「売られた土地の境界が間違っていて、自分たちのところに入り込んでいる」と村に訴えた。訴えられた元の土地の所有者は、「このコーヒー（の土地）を売ってからだいぶ時間がたっているのに今さら何を言いだすのか」という。2003年10月5日、村の書記をつとめる青年が立ち合い人となって双方の関係者を呼び、土地の境界を確認する作業が行われた。境界線とされた場所にユーフォルビアが植えられ、あらためて土地の境界が画定された。

この事例のポイントは、2003年のコーヒーの実りがよさそうだとわかったときに境界確認の争いが起きた点である。1999年ごろから数年間、コーヒーの収量が少ない状態が続いていた。コーヒーの収穫が増えることが見込まれたとき、それまでほとんどあいまいなままにされ、当事者どうしてもあまり明確に記憶されていなかった境界に、疑問が投げかけられたのである。コーヒーがたくさん実ったこの年、本格的な収穫がはじまる前に、いくつか他のコーヒー林でも境界を画定している場面を目にした。コーヒーの収量が増えれば増えるほど、その境界の強度や重要性は高まっていく。資源として重要なコーヒーの量や密度の高まりとともに、ふだんは緩やかな土地所有の排他性が強まるのである。

（3）利用行動

畑の土地とコーヒーの土地の利用行動における大きな違いは、その労働投入の期間と量である。畑で穀物を栽培するときは、数回にわたる土地の耕起にはじまり、播種や除草、サルやヤブイノシシの獣害を防ぐための監視、収穫、乾燥、運搬といった具合に、1年のうちの8ヶ月から10ヶ月は、なんらかの労働力が必要となる。とくに獣害を防ぐ監視は昼夜を問わず行われており、耕作をする世帯の1人から2人がつねに畑のそばの出作り小屋で数ヶ月にわたって寝泊りすることを強いられている¹³⁾。

ところが、収穫が終わって畑の穀物を運び終わると、刈り跡の畑はそのまま牛の共同放牧地になる。次の播種までの3～4ヶ月の期間、それまで世帯単位で排他的に所有／利用されてきた畑の土地も、誰もが放牧できる土地になる。収穫後がちょうどコーヒーの摘み取り時期にあたることもあり、畑を耕していた者たちは、ほとんど

自分の畑に近寄ることもなくなる。そのあいだに目印として植えたユーフォルビアがなくなり、畑の境界がふたたび不明確になってしまうことも多い。

一方、コーヒーの土地においては、その栽培に必要な労働力は限られている。摘みとりが行われる2～3ヶ月の間をのぞけば、摘みとり前に下草刈りが行われるくらいで、ふつう農民のあいだでは施肥や農薬の散布などもされていない。コーヒーの実りがよいときは、摘みとりに多くの人手がいるものの、1年を通してつねに労働力が必要とされるわけではない。

また、コーヒーの土地に生えている樹木は、基本的にその土地の持ち主のものとしてされる。とくに、ベッドや家具の建材となるコルディア（*Cordia Africana* Lam.）の太木は高値で取引されるため、しばしば伐採の対象になる。そのほかにも、家の建材に適した樹木や、犁や玄関の敷居に用いられる樹種などもあるが、これらの木の伐採には土地の持ち主との交渉が必要となる。その場所に植えられているコーヒーに影響がある場合は、土地の持ち主もなかなか承諾することはない。ところが、コーヒー林に落ちている枯れ枝については、誰もが薪として拾いあつめることができる。コーヒーの木やそこに生えている樹木が世帯単位で排他的に所有／利用されている一方で、木の枝が地面に落ちた瞬間、それは誰もが利用できる薪へと変わり、あとは早い者勝ちとなる。生えている木から他人が枝を勝手に折り取るようなことがあれば、土地の持ち主や周りの者たちから厳しく咎められる。しかし落ちた枝にまで、排他的な所有が主張されることはない。

柵で囲まれていないコーヒー林や畑のなかには、縦横に小道が走っており、他村の者もふくめて多くの人が自由に行き来している。その意味では、畑やコーヒーの土地そのものの領域的な排他性はそれほど高くない。しかし、畑の穀物やコーヒー、建材となる樹木といった価値の高い資源については、一定の排他性が確保されている。とくに畑では、穀物が実りはじめ、獣害によってその資源が侵害される危険性が高まると、出作り小屋での昼夜の監視という大きなコストを払ってでも、その排他性が守られるのである。

（4）相続 *talika*

土地の相続という問題は、土地所有にとって重要なファクターのひとつである。エチオピアでは宗教や民族ごとに基本的な相続方法に違いがある。たとえばキリスト教徒のアムハラでは、原則としていかなる土地であれ、男子も女子も双系で均等に分割相続される¹⁴⁾。一方、この地域のムスリムのオロモは、男子優先の相続で、女子は男子の半分ほどの割合で相続することになっている。

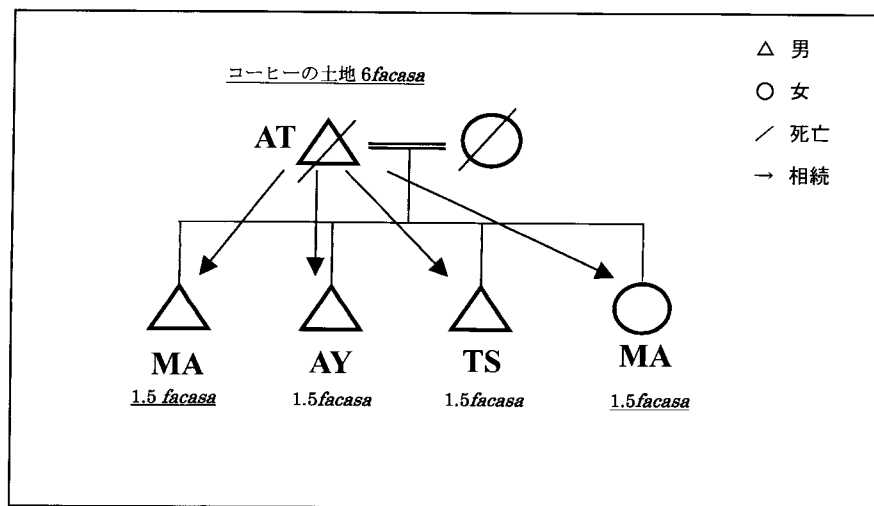


図 3. アムハラ土地相続<事例 2>

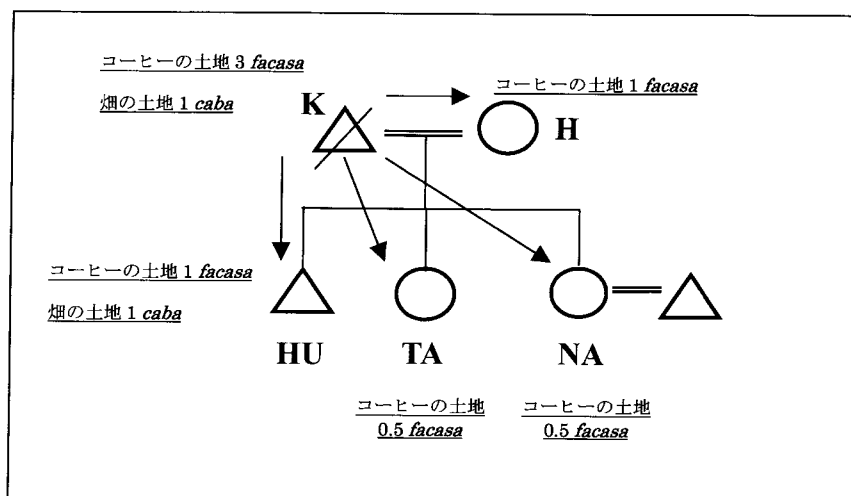


図 4. オロモ土地相続 1 <事例 3>

ところが調査村で、トウモロコシの土地 41 例とコーヒーの土地 36 例について、その相続方法を調べたところ、いくつかのことがわかってきた。

まず、アムハラであれ、オロモであれ、国営農園の職員など固定給のある者、結婚や仕事などで他の土地に出て行った者などに対しては、ほとんどの場合、土地が相続されることはない。また、いずれの民族の場合も、トウモロコシの土地がほとんど男子だけに相続されるのに対して、コーヒーの土地は女性にも分割相続されていることがわかった。ここで、アムハラとオロモの典型的な土地相続の事例を挙げておこう。

<事例 2：アムハラ土地相続（図 3）>

AT の死後、そのコーヒーの土地 6 ファチャーサ（1 *facasa* = 約 0.36ha）が、3 人の息子と 1 人の娘に 1.5 ファチャーサずつ均等に分割相続された。

<事例 3：オロモ土地相続 1（図 4）>

世帯主である K が亡くなり、その畑の土地 1 チャバ（1 *caba* = 4 *facasa* = 約 1.44ha）とコーヒー林 3 ファチャーサが妻 H と 1 人の息子 HU、2 人の娘 NA、TA の 4 人で相続されることになった。畑の土地は、すべて息子

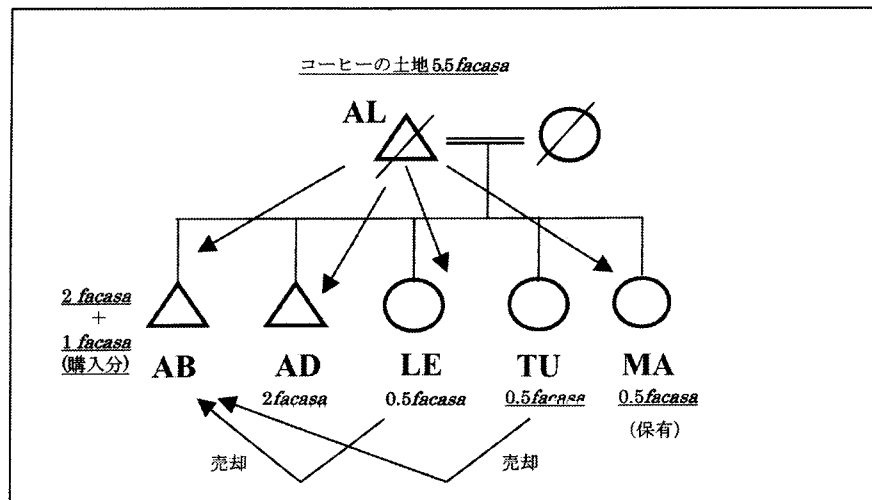


図 5. オロモの土地相続 2 < 事例 4 >

H Uに相続され、コーヒーの土地は、それぞれ妻Hと息子が1ファチャーサずつ、娘ふたりは0.5ファチャーサずつ相続した。

< 事例 4：オロモ土地相続 2（図 5） >

ALは、コーヒーの土地を5.5ファチャーサ保有していた。ALの死後、2人の息子ABとADが2ファチャーサずつ相続し、娘3人がそれぞれ0.5ファチャーサずつ相続した。しかし、そのうち2人の娘LEとTUは、兄のABに対して、自分たちのコーヒーの土地の取り分を売却している。とくにTUは、別の村に婚出していることもあり、村の土地を相続しても利用できないという事情がある。

これらの事例にあるように、コーヒーの土地が女性に分割されるとき、アムハラでは男子と均分相続、オロモでは女性が男性の1/4から1/2ほどを相続するというケースが多い。このとき、女性に分割されたコーヒーの土地は、しばしばその男の兄弟に売却される。女性は婚出して家から離れることも多いため、一定の相続分を現金で受け取り、じっさいの土地は男兄弟のあいだで分割して所有／利用される。こうしたことは、トゥモロコシの土地ではまったく行われていない。娘しかいない場合などは、女性が畑の土地を相続するが、そうした場合でも、ふつう集落の男性が小作としてその土地を耕すことになる。これには、畑での穀物栽培が男性中心の生業であることが関わっている。コーヒーについては、男性、女性ともに摘みとりを行い、そこで得られた現金を女性が自

分のものにすることもめずらしくない。

以上のように、土地所有の中心的な要素である「相続」をめぐっても、土地の利用形態の違い（トゥモロコシ畑か、コーヒー林か）が大きく関与していることがわかる。この利用形態の影響という点は、土地所有における文化的な差異や民俗概念を強調する議論には欠けていた視点である。

4-2 牛を放牧する土地：低湿地（bakkee）と丘陵地（tabba）

雨季にはぬかるんでしまうような低湿地（bakkee）の多くは、村の共同の放牧地になっている。このbakkeeという言葉は、たんに「外」という意味でも使われ、「屋敷地の外の何もない場所」といったニュアンスをもっている。アムハラ語では、「平らな広い場所」、「木も畑もない場所」という意味のmeda（Am.）が用いられる。丘陵地の斜面で耕せば畑になるような「空き地」も、牛や小家畜に草を食べさせるために利用されるが、こうした土地はkaloと呼ばれて区別されている。コーヒーやトゥモロコシを育てる丘陵地（tabba）が、個人によって所有／利用されるのに対し、低湿地（bakkee）は基本的に村の誰もが放牧のために利用できる土地として認識されている。この「牛を放牧するための土地」の利用形態について、「放牧形態」、「放牧地の季節的変動」、「境界領域の所有と利用」という点から説明していきたい。

（1）放牧形態

村では、牛を保有する世帯が参加する複数の放牧集団

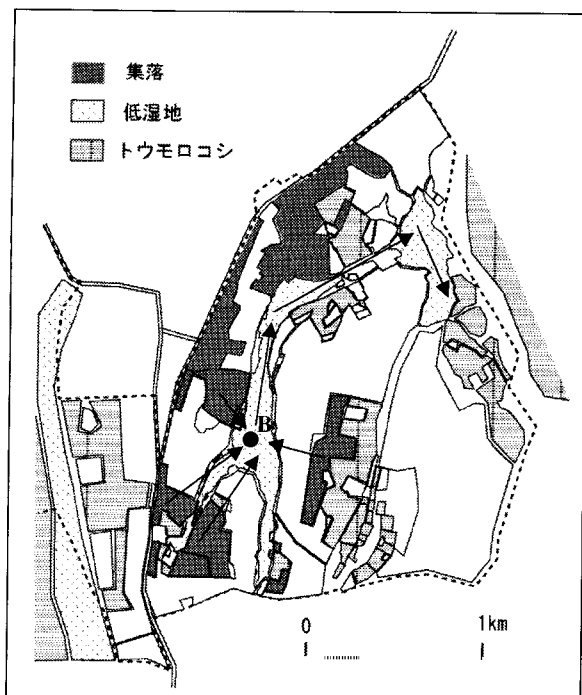


図6. 放牧集団Bの雨季（播種から収穫前まで）の放牧行動
注 B：219頭（60世帯）－1998年9月末の観察事例より

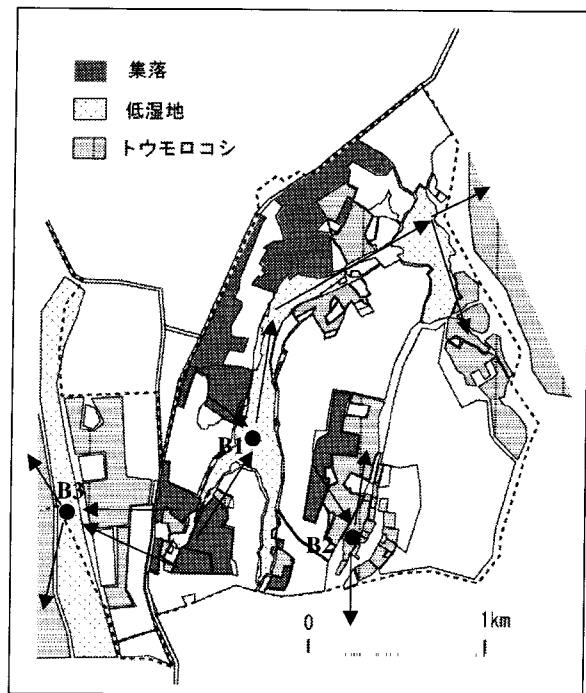


図7. 放牧集団Bの乾季（収穫後から播種まで）の放牧行動
注 B1：14頭（5世帯）、B2：68頭（25世帯）、
B3：123頭（30世帯）－1998年12月末の観察事例より

が形成されている。1980年代中頃までは、牛の数が100頭前後だったため、2つの集団しかなかった。その後、牛の数が増加したことで、94/95年ごろから3つの集団にわかれた。集団ごとに決められた時間（朝9時～9時半ごろ）に、各世帯が所定の場所に牛をつれていき、その日の当番の者がきたところで、牛をまかせる。輪番制で各世帯にまわってくる放牧当番 *abba ule*（集団によって1人～2人）は、各自の判断で移動しながら放牧する。牛は定期的に移動させないとあまり草を食べないが、ずっと寝転がっている放牧当番もいるし、適宜、移動させていく者もいる。ただし、一日に一度は群れを川までつれていき、牛に水を飲ませることが欠かせない仕事となる。この当番は、基本的に男性が担うことが多いが、娘しかない世帯などは女性が当番をしている。

トウモロコシの収穫前は、牛が隣接する畑に入らないよう注意を払うことが当番の大切な仕事になる。群れの牛が畑の作物を食べてしまった場合は、当番の者が責任をとられる。夕方（雨季の収穫前は早めの午後2時～4時、収穫後は4時～5時）に持ち主が牛をひとりにきて、日暮れまでは、おのおのが集団では行けない小さな *kalo* などで牛に草を食べさせる。この夕方の放牧は、小学校から帰宅した子供が行う場合がほとんどで、輪番

制の小さな放牧グループが任意に形成されることもある。

村の放牧集団では代表者がひとり決められている。代表者は放牧当番の順番を決定する権限をもつ。輪番制の当番は免除されるが、当番の者がこなかったりすると、責任をとって代理の者をたてるか、みずから放牧しなければならない。また当番を怠った者への罰則を決める役目もある。ある集団では、休んだ場合は5日間追加で当番するという罰則がきめられていた。水を飲ませる頻度や、放牧地の選択も最終的には代表者が責任をもつ。牛が痩せてきたりすると、その責任を問われる。

飼ってよい牛の頭数に制限はなく、何頭の牛を預けていても、同じ1日分の放牧当番を受けもつ。B集団では、メンバーが60世帯で、1日2人の当番なので、ほぼ1ヶ月に1度は当番がまわってくることになる。妻が出産のときは40日間当番が免除される。子牛や購入した牛など、あらたな牛を集団にくわえる場合、牛が群れに慣れるまで数日間、その飼主が当番につきそって放牧に参加しなければならない。

（2）放牧地の季節的変動

牛が放牧される土地は、トウモロコシの播種から収穫（ほぼ雨季：4月～11月）までの間と収穫後から次の播

種までの間（ほぼ乾季：11月～4月）とでは大きく変化する。この季節的な変化が、「放牧地」として使われる土地の重要な要素になっている。道路より東の10集落で飼われている牛は、乾季には3つの放牧集団（A：37世帯・116頭、B：60世帯・219頭、C：16世帯・46頭）ごとに放牧されていた（1998年9月現在）。放牧集団Aは、おもに2集落の世帯から構成されており、Bは7集落、Cはおもに1集落の牛が集まっている。

図6と図7は、集団Bにおける放牧行動の季節的变化を示している。雨季には低湿地の限られた土地でしか放牧していなかったものが、トウモロコシの収穫後には、個人の刈り跡の畑も共同の放牧地として利用しているのがわかる。雨季にひとつにまとまっていた集団も3つに小さく分裂して、それぞれ別の場所で放牧を行うようになる。トウモロコシの収穫が終り、利用可能な放牧地が拡大したために、大きなひとつの集団としてまとまっているメリットがなくなったのだ。

雨季のトウモロコシ収穫前には、狭い低湿地でしか放牧することができない。しだいに牧草の状態も悪化してくる。低湿地のあちこちで、草がなくなって土が露呈するような場所も目立ち始める。牛たちもあまり草を食むこともなく、じっとしていることが多くなる。各世帯は午後の比較的早い時間（2時～4時）に放牧集団から牛をうけとり、大きな集団では行けないようなコーヒー林の草地や畑のそばの空き地などで、自分たちの牛に草を食べさせる。こうした牧草の減少がつづくと、牛も痩せはじめ、集団の分裂にもつながる。放牧集団Bで、そのような事例を目にした。

＜事例5：収穫前における放牧集団の不安定化＞

1998年9月半ばごろ、B集団のうち1/3ほど（50頭ほどの牛）が、トウモロコシ畑をこえた道の西側にある低湿地で放牧するために、集団から分離した（図7参照）。それ以前から、牧草の状態がかなり悪化していたため、トウモロコシの収穫を待たずに別の放牧地に移動したという。ふだん、その放牧地へはトウモロコシ畑があっていくことができないが、小学校のグラウンド横の道からコーヒー林をぬけて牛を低湿地につれていくようになった。ところが数日後、学校側がそこを通ることを禁じたため、またもとの放牧地に戻らざるをえなくなった。放牧集団Bの代表者は合流を認めず、しばらくは同じ放牧地に、もともと同じ集団だった牛の群れが2ついる状態がつづいた。代表者は「こちらの放牧当番が一巡するまで、合流は認めない」と主張して、毎朝のように放牧地で言い争いが起きていた。それでも結局、数日後には合流してもとに戻った。

放牧集団にまとまることで、各世帯は時間と労力をかけずに自分たちの牛を飼養することができる。ただし、大きな放牧集団でまとまっているといつも同じ低湿地でしか放牧できないため、低湿地の牧草の状態が悪化する収穫前の時期には、労力をかけてでも自分の牛を条件のよい場所で放牧しようというインセンティブが高まる。それが、早い時間に牛を引き取って各世帯で放牧したり、集団を離れてでも別の放牧地に移動しようという動きにもつながるのである。

乾季にトウモロコシの収穫がおわると、畑の刈り跡の土地や遠方の低湿地にも行けるようになり、放牧地が拡大する。結果として牧草の状態もよくなるため、遅い時間まで放牧集団に牛をあずけたままにする者が多い。放牧集団もいくつか小さな集団にわかれて放牧するようになり、収穫前に高まっていた緊迫感がやわらぐ。牛が畑のトウモロコシを食べる心配もなくなるため、放牧地にほとんどほったらかしにされる牛もいる。放牧地の縮小と拡大、放牧集団の凝集と分散、集団内の緊張関係の高まりとその弛緩、これが放牧行動にみられる季節的变化の特徴だといえる。

（3）境界領域の所有と利用

とくに誰のものでもない「低湿地（bakkee）」にくわえ、基本的には世帯ごとに所有／利用されている「畑（maasii）」も、トウモロコシの収穫を契機に、すべてが村の放牧地になる。こうした意味では、畑地がつねに個人によって排他的に所有される「私有地」だとはいえない。それは、トウモロコシを栽培する期間のあいだのみ、個人や世帯によって独占的に所有／利用されており、その所有と利用の関係は季節的に変動している。

もうひとつ所有と利用の関係があいまいな土地がある。低湿地と丘陵地の境界部分の土地である。調査を行っていた1998年から2003年のあいだで、丘陵地の土地の所有者が低湿地の部分にはみ出るかたちで柵をつくり、そのなかにユーカリの苗を植えはじめるという出来事を目にしてきた。近年、ユーカリは貴重な建材として高値で取引されていることから、このユーカリ植林地の拡大は、低湿地という共有地を個人が囲い込む現象であるように思えた。しかし、それほど単純化できないことがわかってきた。

図8は、1998年・2000年・2003年に低湿地と丘陵地の境界付近につくられていた柵とユーカリの植林地の分布について、低湿地の一部を拡大して示した図である。村の低湿地全体でみても、同じような傾向があることがユーカリの植林地の増減と柵の有無を示したグラフからも

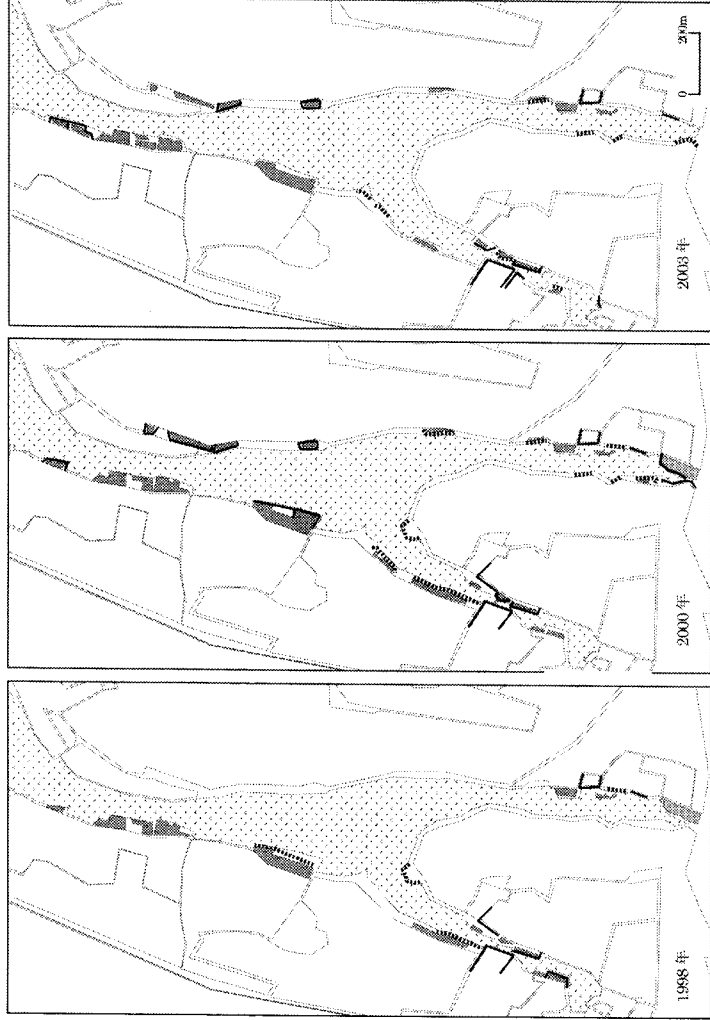


図 8. 低湿地におけるユーカリ植林地の増減と柵の有無
注 中央に広がっているのが低湿地。灰色で塗られた部分がユーカリの植林地、実線がしっかりとした柵を示し、点線はアカシアの枝が置かれただけなどの弱い柵を示している。

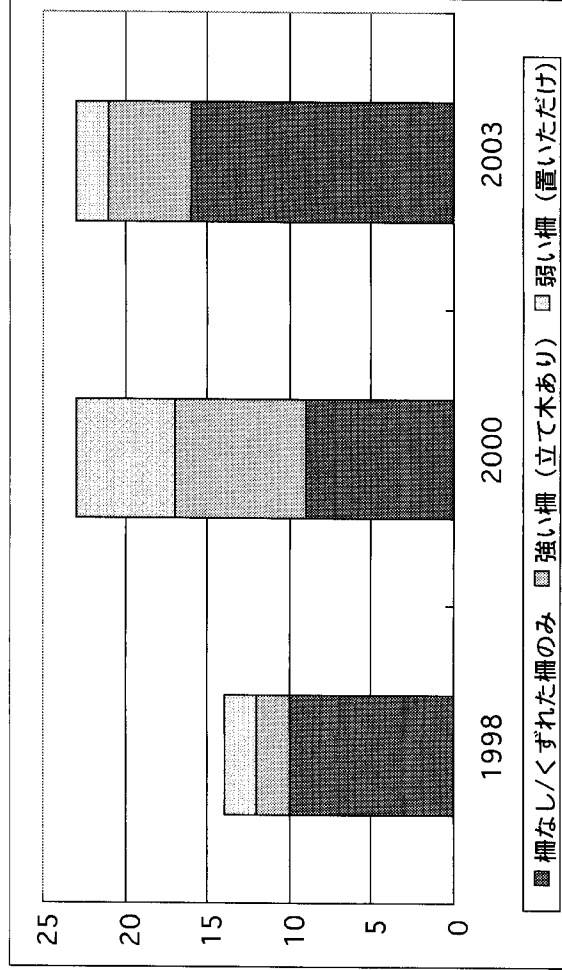


図 9. 低湿地におけるユーカリ植林地の増減と柵の有無 (1998年・2000年・2003年)

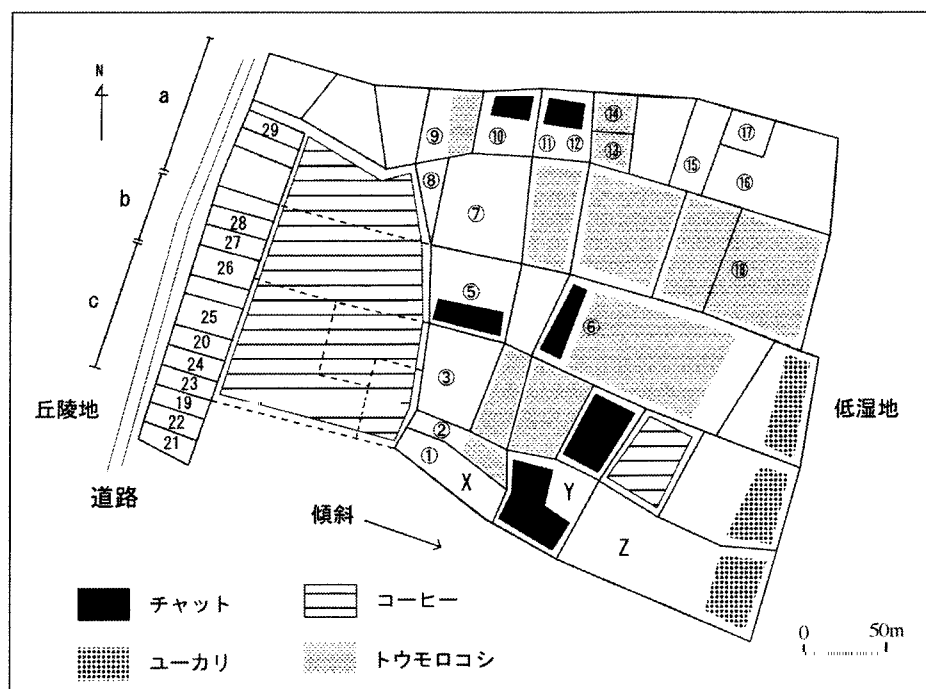


図10. 集落の土地の成り立ち：I集落の事例

注 ①～⑱, 19～29は、それぞれおもな世帯主の家屋を示している。
X, Y, Zの土地は本文の記述と対応している。

わかる(図9)。ふたつのデータから、1998年から2000年にかけて大幅に増加したユーカリの植林地も、2003年時点では伐採されたり、柵がくずれたりしてなくなっている場所が少なからずあることがわかる。

話を聞いていくと、低湿地にユーカリが植えられようになった背景には、ここ数年の少雨が関係していることがわかってきた。1991年から93年ごろまでは雨が非常に多く、雨季には低湿地のほとんどがひざ下くらいの深さまで水没していた。しかし、95年ごろからしだいに雨が減る傾向にあり、雨季でもとくに低湿地の周辺部では水につからなくなった。この雨量の減少と低湿地の乾燥化が、ユーカリの植林を可能にした。人びとは、みずからの丘陵地の土地を低湿地側に拡張するようにして柵で囲い、ユーカリの苗を植えはじめた。柵がつくられ、ユーカリが植えられたことで、本来は共同の放牧地であった低湿地の一部が個人によって所有／利用される状況が出現したのである。

ただし、図8・9からもわかるように、はじめは牛が入らないようにしっかりと作られていた柵も、ユーカリが育つにつれてくずれていき、補修されることもない。そしてユーカリが伐り出されたあとは、それまで個人が排他的に利用していた土地も、またもとの共同の放牧地

にもどり、継続的にその土地の所有が主張されることはない。低湿地と丘陵地の境界付近の土地では、雨量の減少によって利用可能性が高まったことを背景に、ユーカリの生長と伐採のサイクルにあわせて、土地が個人によって排他的に所有されたり、またもとの共有地にもどったりしていたのである。

4-3 生活するための土地：集落olaと屋敷地ge'e

村の集落olaには、柵に囲まれた屋敷地(ge'e = kee (Am.)は「柵の中」の意)があつまっている。この集落の土地は、ユーフォルビアやモロコシの茎などでつくられた丈夫な柵で区切られたほとんど唯一の土地である。ここでは、「集落の成り立ち」と「屋敷地の所有と利用」という2点について述べていきたい。

(1) 集落の成り立ち—I集落の事例

図10は、I集落の概略を示した図である。実線は土地の区画を示し、そのほとんどは背丈を越える頑丈な柵で囲まれている。点線の部分は、柵などが無いコーヒー林のおおまかな境界を示している。1から29までの数字はおもな世帯主の住居を示している。道路沿いの細かく区切られた土地は、あらたに分割して売却されている宅地

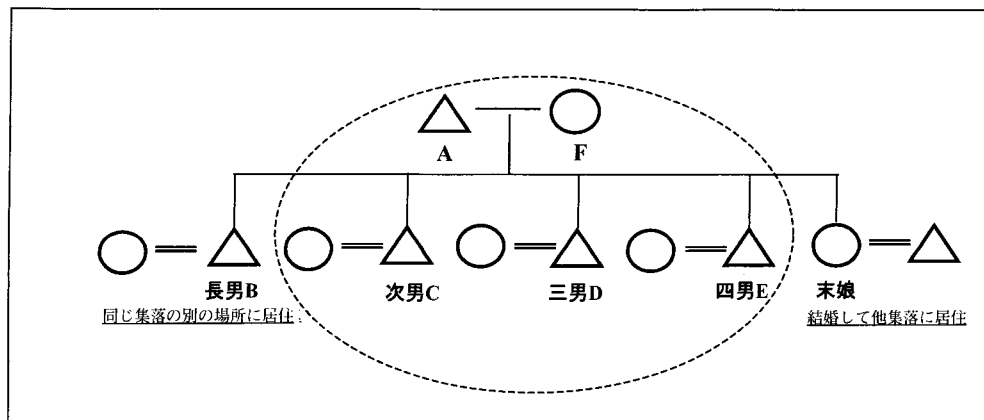


図11. 農民世帯Aの親族関係図

注 点線で囲まれた範囲は、図12の同じコンパウンド内に居住していることを示している。
 なお、息子・娘夫婦には、それぞれ小さな子供がいるが、この図では省略している。

である。

1974年以前まで、この土地は丘の上から低湿地までチャバ *caba* 単位で短冊状に分けられ、それぞれ a (2 *caba*)・b (1 *caba*)・c (2 *caba*) という3人の者によって所有されていた (図10)。当時、多くの世帯が密集するような「集落」はなく、ふつうはこのチャバごとに1世帯が家を構えて暮らしていた。丘の上に住居が建てられ、低湿地にかけての斜面は、コーヒー林やトムロコシなどの畑として使われた。その後、社会主義政権時代 (1974-91) の土地の再分配や集村化政策のなかで土地が細かく分割され、多くの者に屋敷地として供与されるようになった。現在の居住地が密集する「集落」の姿は、あたらしい土地の所有と利用の形態なのである。

こうした集落の土地は、近年、もっとも頻繁に売買される土地でもある。とくに1990年代半ば以降、道路沿いに細かく分譲される宅地の価値が高まり、1区画が1000ブルを越える高値で取引されることもある (1ブル＝約15円)。こうした集落の土地を購入する者は、他地域から移民として流入してきた者がほとんどで、とくに国営コーヒー農園で働いていた職員や労働者が賃金を貯めたお金で購入するケースが多い。

もともと農園内の労働者村に居住していた農園の職員や労働者も、定年退職などを機に土地を買ってもめて村に移り住むようになる。そうした者たちは、とくに道路沿いの土地を好んで選ぶ傾向にある。道路沿いには小さな商店が立ち並び、街に行くための車も通る。道路から離れるにつれて、地元のオロモ農民たちの「農村社会」の色合いが強まるのに対し、道路沿いではアムハラ語が飛び交う「都市的社会」が広がっている。売買がくり返

される集落の土地の細分化と商品化は、コンバ村の多民族化による空間構成の変容をそのまま反映している。

(2) 屋敷地の所有と利用—農民Aの事例

それでは、あるオロモ農民A (図11) の屋敷地の所有と利用についてみてみよう (図12)。この世帯主Aの屋敷地には、Aと妻が暮らす家のほかに、結婚した3人の息子 (C・D・E) がそれぞれ居を構えている。この地域では、近年の土地不足の影響もあって、ひとつの屋敷地のなかに複数の世帯が家を構えるケースが増えてきた。ほとんどの場合、結婚してあらたな世帯をつくった息子夫婦の家である。

屋敷地のなかには、家屋だけでなく、タロイモやトムロコシ、香辛料、果樹、コーヒー、チャットなどを栽培する小さな庭畑がいくつもつくられている。世帯Aの屋敷地の庭畑では、おもなものだけでも12種類の栽培植物がつくられていた。こうした庭畑では、コーヒーやチャット、果樹といった永年作物以外は、年によってつくられる作物が異なる。たとえば、家屋近くのタロイモ畑になっているところでは、前年は多年生キャベツが育てられていた。こうした庭畑での農耕には、男性だけでなく女性の役割も無視できない。とくに多年生キャベツなど換金性の高い作物については、夕方から毎日ひらかれている村の路上市で売るために、女性が刈り取る場合がほとんどである。多年生キャベツのほかにも、野菜類やササゲ、香辛料といった家庭の食卓に並ぶような作物の場合も、土地の耕起や植付けはおもに男性が行うものの、食事の準備のために女性がひとりで収穫している姿をよく目にする。

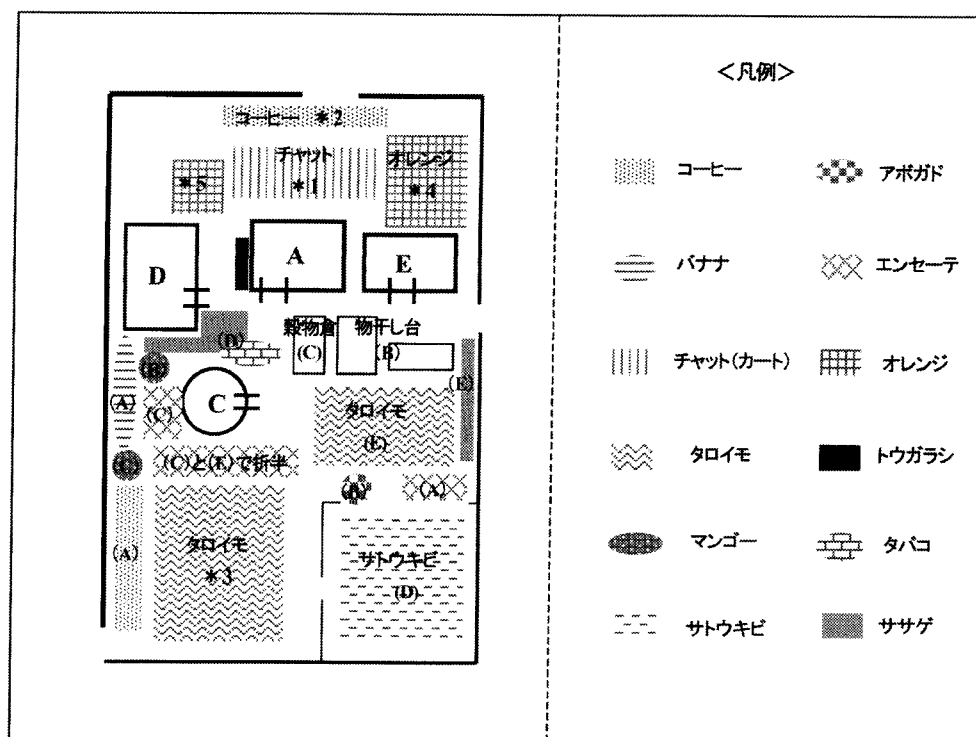


図12. 農民世帯Aの屋敷地（コンパウンド）模式図（2003年10月現在）

注（A）などは、その作物／土地がAの所有物とされていることを示す。

この屋敷地は図10のXにあたる。本図は模式図のため、縦横比などは必ずしも正確ではない。

これらの屋敷地は、もともとすべてAの土地であった。ところが息子たちが成長すると、分割して与えられるようになった。現在では、図12にも示したように、小さな庭畑ごとに細かく所有者が分けられ、個別に利用されている。図10のYの土地は三男（D）がまだ10代半ばだったころに父親が与えた土地で、彼はチャットや果樹を植えるなどして利用している。その他の兄弟に対しては、長男には別のコーヒー林が与えられ、彼は別のところに家を構えている。次男（C）と四男（E）はしばらく村を離れていたこともあって、結婚してから家屋に近い畑（図10のZ）を二分割した。

ただし、作物によっては植えた者が「所有者」とされることが多く、この屋敷地の土地が単純にある明確な境界をとまって誰かに所有されているとはいきれない。下の事例にもあるように、妻である女性であっても、植えた作物に対する所有関係が認められている。その一方で、いまでも「すべての土地はAの土地だ」と言われることもあり、ここでは「土地の所有」と「作物の所有」が交錯した関係にある。さらに果樹などの場合、じっさいにその作物が誰のものになるのか、ということをめぐ

っては兄弟間でも争いが絶えない。「おれが苗を植えた」、「じっさいにはおれが世話をして育てた」、「いや、ここは父親の土地だから、みんなのものだ」と、さまざまな主張がぶつかりあう。図12の一部の栽培植物の事例を紹介しておく。

＜事例6：チャット*1＞

もともとAがこのチャットを植えたが、その後、世話が行き届かず荒れてしまう。1986年ごろ、次男Cが枝を刈り込んで再び育てはじめる。しかし、その後、Cは村を離れてしまい、その間、四男Eが世話をする。Eは、親や兄弟たちに「自分のチャットだから、さわるな!」と告げ、自分だけで売ってしまうこともある。ただし、ときにAやC、Dが摘みとって噛むことがある（売ることはない）。

＜事例7：コーヒー*2＞

最初に次男Cが街から苗を買ってくるが、じっさいには母親Fが植えたため、Fだけが摘みとっていて、他の者は手をつけない。家族が飲むコーヒーとして使われる

こともあれば、売られることもある。売った現金も、基本的にはFのものだが、家の必要品が買われることが多い。

<事例8：タロイモ*3>

もともとA-F夫婦の庭畑だった。次男Cが結婚して土地がないこともあり、Cが植え付けや収穫の作業を手伝う代わりに、収穫の1/2ずつをAと折半している。

<事例9：オレンジ*4>

子供たちや家族の多くの者がこのオレンジを自由にとって食べていた。あるとき四男Eが、すべてのオレンジを売却してしまう。それを見て、三男Dは「あとでB（長男）ともめるぞ」とこぼした。この木は長男Bが若いころに植えたものだという。四男Eは、次のように説明する。「オレンジをこのままにしていたら、子供たちが食べ尽くしてなくなってしまう。これを売ったお金は自分のものにするんじゃない。父親の税金を払うためにつかうんだ」。四男Eは、オレンジを売り払って得たお金は自分が使うのではなく、「父親の税金の支払いに当てる」として、その行為の正当性を主張する。ここでは、「土地が誰のものであろうと、オレンジの苗を植えた者がその果実を所有する」という主張と、「もともと父親の土地であるところに植えられたオレンジは、父親に最終的な権限がある」という、ふたつ主張が拮抗している。

<事例10：オレンジ*5>

この木も長男Bが植えたことになっていた。しかし、三男Dは言う。「この木を植えたとき、B（長男）が街からオレンジの苗を手に入れてきた。でも、Bは小学校に通いはじめたくらいの幼い自分（D）に指図して植えさせただけで、自分では何もしなかった。それに苗が育ちはじめたあと、雑草を抜いたりしてオレンジの世話をしてきたのは、全部おれだった。それなのに、Bがこのオレンジを自分のものだというのはおかしいだろ」。オレンジはいったい誰のものなのか。Bは「自分が苗を買ってきた」といって自分のものであると主張している。しかし、Dにしてみれば、人に植えつけの作業をさせて、そのあとまったく世話をしていないBがオレンジを独り占めするのはおかしい、ということになる。つまり、Dは「じっさいにオレンジの植えつけや世話をした働いた者が所有するべきだ」という「労働」を根拠とした所有の主張をしている。

これらの事例のうち、オレンジをめぐる争い（事例9・10）の背景には、この争いが起きた2002年ごろからオレンジの実りがよくなっていたことが関係している。

それまで数年間、村人が「コレラ」と呼ぶオレンジの病気が蔓延していて、売却できるようなきれいなオレンジがとれることはなかった。病気がおさまリ、実りがよくなると、それを売って現金に替えようというインセンティブが高まり、それにとまって「誰のものか」という争いも激しくなった。作物の所有をめぐる争いは、その作物の価値の変化に応じてその様相を変える。

屋敷地の土地と作物をめぐる家族のあいだの所有と利用には、つねに流動性がつきまといっている。事例6のチャットの例にもあるように、たとえ、いったん誰かのものとされた作物であっても、最後に誰が消費するかは不確定なままになっている場合も多い。ある土地と、そこで育てられる作物に対して、複数の異なる所有の主張が重なり合い、潜在的な競合関係が継続している。そして、資源の価値が高まるにつれて、その潜在的な競合関係が顕在化しはじめるのである。

5. 考察

5-1 土地の「利用」が「所有」をつくる

本稿では、土地所有を「利用」との関連のなかでとらえようと試みてきた。まず、土地の利用形態によって、その所有のあり方に違いがあることを示した。もちろん、この背景には、低湿地が雨季に水浸しになるといった生態的な条件によって利用の形態が制限されるという側面もある。しかし、同じ低湿地でも、早蒔きのトウモロコシが植えられるところもあれば、牛の放牧のためだけに使われる土地もある。同じような丘陵地の斜面が屋敷地にされたり、畑やコーヒー林にされたりする。条件が同じ土地でも、そこで栽培される作物の種類や屋敷地の内か外かといったことで、その所有のあり方は大きく異なってくる。この「何のために利用するか」ということが、土地所有のあり方を理解するうえで、きわめて重要な視点となる。

調査地域では、土地への出自集団の関係を含意する「土地の父 *abba lafa*」という言葉が、オロモの土地所有のあり方を象徴する重要な概念と考えられてきた。しかし、これまでみてきたように、農民と土地との関係には、さまざまなバリエーションがある。短期間だけ労働力が投入され、あとはほとんど放置されている土地（コーヒー林 *buna*）、耕作期間は世帯単位で排他的に所有／利用され、集約的な労働が投入されながらも、収穫後から次の播種までは誰もが放牧できるようになる土地（畑 *maasii*）、いつでも誰もが牛を放牧できる土地（低湿地 *bakkee*）、ひんばんに売買される土地（集落の土地 *ola*）、柵で厳重に囲

まれる一方で、家族のあいだでは複数の所有と利用の主張が交錯している土地（屋敷地 *ge'e*）。すべての土地がひとつの「慣習法」のもとにあるわけでも、*abba lafa* という固有の「民俗概念」に覆われているわけでもない。

従来の土地所有研究は、それがどのような土地であれ、あくまで「土地」そのものが一定の価値をもつ「財産」として所有対象になることを前提としてきた。しかし、農村内部には、土地利用の多様なパリエーションがあり、農耕サイクルなどにしたがって土地の利用価値にも変化が生じている¹⁵⁾。これまでもみてきたように、農民にとって土地そのものがつねに価値のある「財産」あるいは「商品」として売買の対象になるのは、道路沿いの宅地など限られた場所にすぎない。むしろ排他的な所有の対象として重要なのは、畑の穀物であったり、コーヒーの実や建材として売却される樹木、果樹などの栽培植物といった、利用することではじめて価値をもつ個々の「資源」である。人びとは、一義的にはその「資源」を確保するために、さまざまな手段で特定の領域を家畜や他人から保護し、排他的に利用したり占有したりする。その行為が、結果として「土地所有」の排他性の度合いとしてあらわれる。穀物を栽培したり、牛に草を食べさせたり、柵を構築したりといった「資源」の「利用」をめぐる行為が、土地の「所有」と分かちがたく結びついているのである。

それでは、それぞれの土地では、いかにその「利用」が「所有」のあり方に影響を及ぼしているのだろうか。次に、Human Territoriality 論の「経済的防御可能性」をふまえながら、個々の事例を考察していきたい。

5-2 資源利用と土地所有の関係 1：畑・コーヒー林・屋敷地・ユーカリ植林地

資源の利用形態と土地所有との関係を分析的に示すために、ここでは、Human Territoriality の研究で示された資源領域の排他性の変化に着目して議論を進める。はじめに紹介したように、ダイソン＝ハドソンら（1978）は、資源をいかに排他的に占有するかが、その領域を防御するコストとベネフィットの関係に依存していると論じた。

領域を保護して占有することの経済性が高ければ高いほど、排他的な「なわばり」が形成される。この「経済的防御可能性」にもとづいた説明は、おおまかには調査地の事例にもあてはまる。畑の作物は、きわめて密度が高く、収穫についての予測可能性が高い資源である。そのため作物が実りはじめて収穫された穀物が家に運ばれるまでは、きわめて排他性の強い土地所有のあり方が実践されることになる。作物が実りはじめると、人びとは

出造り小屋で昼夜を過ごし、つねに畑を監視することで穀物を獣害から守っている。放牧集団の牧夫の重要な役目のひとつも、牛が畑に入らないよう監視することであった。畑という土地の領域を守るための行動は、穀物が熟すにつれて強まり、そして収穫された穀物が家に運ばれるまでつづく。ところが、収穫が終わると、畑の土地は見向きもされなくなり、しばしば境界さえもあいまいになってしまう。畑の穀物を守るために、長期間にわたって大きな時間と労力がかけられているのは、収益の得られる予測可能性が高いことが背景にある。

一方、コーヒーは年ごとの収量に大きな格差があるうえに、実を摘みとる時期がせいぜい2～3ヶ月と限られている。また畑の作物と違って、家畜による食害や野生動物による獣害にさらされる心配はない。さらにコーヒーの実る時期には、多くの人がコーヒー林に出向いて摘み取りを行っているため、人から見られずに他人のコーヒーを大量に盗みとることは難しい。そのため、年間を通してコーヒーの土地の境界に柵がつくられたり、監視されることはめったにない。ただし、コーヒー林の境界争いの事例にもあったように、コーヒーの収量が高いことが確実になったときには、その境界を確認しようというインセンティブがはたらき、境界をめぐる争いが起こりやすくなる。コーヒーの量が多く、その境界を保持する利益の予測可能性が高まるほど、土地の境界を画定するためにある程度のコストがかけられるようになる。

同じく屋敷地のなかでは、果樹やチャット、野菜類など換金性の高い作物が年間を通して育てられており、それらが侵害されたときの損失は大きい。そのため、屋敷地はつねに高い柵で厳重に囲んで動物や盗人から守られている。ただし、屋敷地の内部では、多様な作物がさまざまな経緯で植えられており、その所有はいつも論争的になりやすい。しかも家族という関係では、どちらか一方が他方を排除することは容易ではない。そのため屋敷地内部の土地と作物の所有をめぐることは、その資源の価値の高まりとともに複数の所有の主張が顕在化する状況にある。オレンジの実りがよくなって争いが激化した事例にもあったように、そこから得られるベネフィットの予測可能性が高まれば高まるほど、その利益の排他的な所有が主張されることになる。この屋敷地の事例からは、世帯外に対する排他性の確保と世帯内での複数の排他的所有の拮抗という異なる領域保護の方向性が共存していることがわかる。

低湿地の周辺につくられはじめた個人のユーカリ植林地では、雨量の減少によって周辺部の土地が利用可能になったことが関係していた。ただし、そうした土地も個人や世帯によって排他的に所有／利用されるわけではな

く、苗木が植えられる最初の時期だけ牛に荒らされないように柵がつくられていた。そこには「ユーカリ」という資源の性質が大きく関わっている。ユーカリ植林地を保護するメリットがもっとも大きいのは、牛などの家畜に荒らされる可能性の高い苗木の時期である。そのため苗木を植える段階では、わざわざ手間（コスト）のかかる堅固な柵がつくられる。ところが、ユーカリが大きく育つと家畜に食べられる危険性はなくなる。領域を保護するベネフィットは減り、柵は更新されなくなる。たしかに、成木になったユーカリのほうが資源としての価値は高く、他人に盗まれたときの被害は大きい。しかし、集落近くにある大きく育ったユーカリを誰にも知られずに伐り出して、売却するということは不可能に近い。この場合、柵という物理的な領域保護は、家畜からの防御という側面が強い。他の村人に対しては、低湿地の一部を柵で囲ってユーカリを育てるという行為自体が、「ここは自分たちの土地だ」という排他性の主張として作用している。

ユーカリが大きく育つと、柵もやがて朽ち果て、更新されることもない。ユーカリが建材として伐り出されると、その土地はまた共同の放牧地に戻る。土地そのものを恒常的に領域として保護／所有しているというよりも、そこで育てられるユーカリの生長段階に応じて土地を排他的に所有する度合いが変化しているのである。

ここまでの事例の特徴は、次のようにまとめることができる。まず基本的には、領域を保護することの経済性が高いほど、排他的な所有が実践されている。ただし、そのとき重要なのは、資源の侵害に対する脆弱性という要素であった。この脆弱性は、資源の性質（成熟期間／大きさ／盗まれやすさ）や侵害される相手（家畜／野生動物／人）などによって左右される。人びとは、それらの要素に応じて、実際にある場所を占有して利用することから、監視や柵の構築、境界画定に至るまで、さまざまな手段で資源の排他的利用の確保を試みていた。

ダイソン＝ハドソンらの定式では、資源の時間・空間的な予測可能性と資源の密集度との関数によって、経済的防御可能性が決まるとされている。しかし、土地が固定されている農村社会では、資源密度の大小によって、自由にある領域を囲いこんだり、放棄したりできるわけではない。土地利用が固定していることで、資源の空間的な予測可能性はほぼ一定した状態にある。こうした状況下では、むしろ資源の価値についての予測可能性と侵害に対する脆弱性との関係が経済的防御可能性にとって重要になってくる。すなわち、資源の価値についての予測可能性と侵害に対する脆弱性がもっとも高いときに、排他的な形態で土地が所有されるのである。

5-3 資源利用と土地所有の関係 2：放牧地

家畜となる牛とその放牧地との関係については、やや複雑である。「世帯」、「放牧集団」、「村」という三つの単位にわけて考えてみよう。まず、牛が世帯単位で所有される一方で、放牧は集団で行われている。家畜の放牧を集団で行えば、各世帯が放牧のために必要な時間と労力を軽減できる。そこで牛をある程度大きな集団で放牧するために、低湿地という穀物の栽培が難しく、唯一のひらけた空間でもある場所が共同の放牧地として利用されることになる。低湿地という放牧地が村のなかで共有の資源とされている（＝世帯単位のなわばりが形成されていない）背景には、牧草資源の量やその予測可能性というよりも、世帯にとっての放牧コストと牧草確保の必要性という要素が大きく関わっている。

この「放牧集団」による資源利用形態について説明するためには、放牧地の増減と放牧集団の大きさとの関係をあわせて考える必要がある。前述のように、放牧集団の大きさは穀物の収穫の前後で変化する。収穫前には低湿地の牧草が減少するため、大きな集団で昼過ぎまで放牧されたあとは、不足する牧草を補充するために世帯単位でわかれて放牧されるようになる。さらに牧草が減少してくると、放牧集団から離れて、各世帯が集団では行けないような草の生えている空き地 *kalo* などで牛に草を食べさせるようになる。つまり、いったんまとまった集団を世帯単位に再分割することによって、低湿地以外の草地の有効利用が図られる。たとえ個々の世帯にとって放牧にかかる時間や労力というコストが増えたとしても、低湿地だけでは足りない牧草を世帯別に確保しているのである。収穫の後には、放牧可能地が畑の刈り跡まで大きく広がるため、いくつかに分かれた集団で夕方遅くまで放牧されることになる。これは、大きな集団を分割して放牧する方が拡散した放牧地を利用するのに適しているためだと考えられる。集団の規模は小さくなるものの、各世帯の放牧集団への依存は収穫前よりも強くなる。

牧草資源について「世帯」と「放牧集団」というレベルで考えたとき、資源量やその予測可能性が変化しても、排他的に利用される「なわばり」はいずれも形成されていない。むしろ家畜をなるべく世帯間で共有の状態におくことで、放牧のための時間と労力を減らすことに主眼がおかれている。ただし、必要な牧草を確保するためには、ときに労力がかかっても世帯ごとに分かれて放牧が行われる。利用可能な領域のサイズと場所に合わせて集団の形態を変化させることで、放牧のコストを抑えつつ、限られた牧草資源を有効利用する方法がとられているのである。

ただし、「村」という単位でみると「なわばり」が形成

されているのがわかる。草が減少するトムロコシの収穫前には、他村の牛が低湿地の放牧地に入り込むことも、その逆もない。ときに隣村の牛の群れが境界付近の低湿地に入り込むと、大声で怒鳴って追い返される。ところがトムロコシの収穫が終わって畑地が放牧地として利用されるようになると、たとえコンバ村の牛が隣村の低湿地や畑の刈り跡に入っても、追い返されることはない。村という単位における牧草資源の排他性は、牧草の希少性が高まる穀物の収穫前に強まり、牧草が潤沢になる収穫後に弱まっている。

ここでも、資源の密度が高いときになわばりが形成される、というダイソン＝ハドソンらの定式はあてはまらない¹⁶⁾。彼らのモデルでは、資源が減少すれば必要量をまかなうための面積が拡大して領域を守るコストが高まり、なわばりの形成が妨げられると考えられていた。調査村の事例では、たしかに牧草という資源は減少するものの、収穫前の時期は放牧可能な土地が物理的に限られており、その領域を拡大することはできない。そのため牧草が減少する収穫前のほうが、貴重な牧草を守るために他村の牛を入れないよう領域保護の行動が強まることになる。希少な資源を、できるだけ限られたメンバーで利用することで、牧草の減少期を乗り切ろうとしているのである。

畑やコーヒー林などと同じく、ここでも単純な資源の量や密度ではなく、特定の資源の「価値」が重要になってくる。牧草が減少する収穫前には、村レベルでの排他性が強まるとともに、人びとはなるべく世帯ごとに家畜のための牧草を確保するようになる。各世帯が完全に「なわばり」を形成することはないものの、牧草の価値が高まれば高まるほど、放牧集団による牧草の共有状態から離れて、世帯単位での資源利用の排他性が強まるのである。

6. おわりに

コンバ村における土地の所有と利用の排他性は、かならずしもダイソン＝ハドソンたちの示す資源の予測可能性と密集度だけで説明できるわけではない。とくに、土地のサイズを自由に拡大・縮小できないような人口稠密な農村社会では、領域の大きさよりも、ある固定した領域内における資源価値の予測可能性や侵害への脆弱性に応じて、土地所有の排他性が変化していた。こうした限界はあるものの、ある領域を守って利用することの「経済的防御可能性」という視点が、土地所有の多様性やその排他性の変化を理解するひとつの指標になることは間

違いない。こうした説明は、農村社会の土地が単一の「制度」や「民俗概念」に覆われているといった議論や、逆にすべてがアクター間の「交渉」の産物だとする議論よりも現実近く、そしてより説得力のあるものだろう。

ただし、もちろん経済的な要因だけで土地所有という現象をすべて説明できるわけではない。たとえば「なわばり」の防御といっても、人間社会では監視や柵の構築といった物理的／空間的な防御に限られるわけではない¹⁷⁾。コーヒーやユーカリが、土地の所有者による柵の構築や監視がなくても盗まれないように、資源の所有と利用の排他性は、ある一定の社会関係のなかで保護され、維持されている。ほかに、コーヒー林と畑地とで相続方法が異なる（畑は息子にしか相続されない）ことは、生業とジェンダーの文化的意味づけから考える必要がある。さらに、道路沿いの土地が売買されやすい背景には、その場所が、商店や移住者の居住地の立ち並ぶ都市的空間になっていることが関係している。

最初に述べたように、本稿では、エチオピア農村社会の土地所有について、ローカルな概念の文化性という静態的枠組みや交渉という不確定な要素を考慮するまえに、資源の排他的利用の経済性から説明できる事象が少なからずあることを示しておく意図があった。この土地所有にあらわれる規則的な側面をふまえたうえで、今後、どの程度、文化的な要素が影響しているのか、またどのような局面で規則性が破られ、不確定な（交渉可能な）状況に陥るのか、土地所有の規則性と不規則性との関係について考察を深めていきたいと考えている。

謝辞

本論は2005年に京都大学大学院人間・環境学研究科に提出した博士論文の第6章を中心に、大幅に加筆修正したものである。論文執筆にあたっては、京都大学の福井勝義先生、菅原和孝先生、田中雅一先生、山田孝子先生、杉島敬志先生をはじめ、多くの先生方からご指導を賜ってきた。また匿名の査読者からの詳細なご指摘によって、論点をより明確化することができた。なお、2003年度から3年間の研究活動は、日本学術振興会の特別研究員として行っている。これまでの研究活動を支えてくださったすべての方々に、心より感謝申し上げます。

注

1) 「ownership や property という概念は、きわめて特殊化されてお

- り、特定のけっして普遍的ではない技術や社会、法的な制度に依存している。それでも、土地所有について扱っている多くの著作がイギリスやアメリカの特殊性を前提とし、その観点から一般社会とエキゾチックな社会について理解しようと試みている。いうまでもなく、それはうまくはいかない」(Bohannon & Bohannon, 1968: 77)。
- 2) 1960年代のアフリカの土地所有に関する研究について、シプトンは次のようにまとめている。「アフリカの土地所有は、基本的に共産主義的でも個人主義的でもない。土地への重層的で連動的な権利は、人びとが社会的な構造と考えるものの一部であり、親族や官僚階級、年齢階級などの原則の周りに織り込まれている。こうした事実は、アフリカの土地所有のエッセンスだと長いあいだ思われてきた」(Shipton, 1994: 349)。
- 3) こうした研究の背景として、1940年代から50年代にかけてアフリカで調査を行った多くの人類学者は、「植民地行政府が特定の民族集団の慣習法を保護、あるいは、しばしばヨーロッパ化するための手助けとして調査した」と指摘されている(Shipton, 1994: 349)。
- 4) 「これらの事例すべてには、ふたつの種類の規則がある。立法府や裁判所など公式の機関によってある意図された効果をうみだすために意識的につくられた規則。そして、社会生活のなかから『自発的に』進化してきたといえるような規則。団体組織における規則は、それらが国家組織の法律であれ、そこに含まれる組織の規則であれ、しばしば意図的にある関係を固定するための試みを含んでいる。しかし、社会生活のなかでおこる、引き続き競合や協力、交換といったものもまた、それ独自の正規の関係や規則、効果的な制裁を、かならずしも前もった設計などがなくてもうみだす。国家が強制する法律がこれらのプロセスに影響を与えることは、しばしば誇張され、逆にその法律がそれらによって影響されることは、しばしば過小評価される。こうした半自律的な社会フィールドには、きわめて永続的なものもあれば、とても短い間だけ存在するものもある」(Moore, 2000[1978]: 80)。
- 5) 「人びとは相互に作用し合う。さまざまな社会的境界のなかで、あるいは、それを超えて、複合的な方法で。そしてそれらの関係は、書かれたものであれ、そうでないものであれ、ルールの一貫的な適用といったものにはあまり影響されない。むしろ、交渉と競合がともに起こるような複合的なプロセスを通じて行われる。それは、画一化するわけでも、互いに首尾一貫しているわけでもない」(Berry, 1997: 1228)。
- 6) Juul & Lund (2002) は、アフリカの土地所有について「交渉」をキーワードにまとめた論集の序論のなかで、次のように述べている。「すべてにおいて鍵となる言葉は、『交渉』というものである。われわれはつねに交渉している。たとえ交渉しているつもりはなくても。いかなる対立する社会的状況においても、どんなに瑣末にみえるものであれ、破壊や服従、抵抗や支持、回避や確認、逸脱や説得、これらの行動はすべて特定の秩序を(再)交渉する方法である。この観点において、所有権は、『もの』へのアクセスやその利用、コントロールに関わる人びとの社会的関係が、同時にこれらの社会関係の再構築と転換における規則化と状況的な調整の過程を構成しているような、ひとつの領域と考えることができる」(Juul & Lund 2002: 4-5)。
- 7) たとえば、吉田(1999)によるタンザニアの研究などがある。
- 8) 日本のアフリカ研究において、アフリカの土地所有の形態を「共同体的所有」としてとらえる視点は、とくに経済学の分野でいまだに影響をもっている赤羽の議論などに代表される(赤羽, 1971)。赤羽は、ブラック・アフリカの土地占取の基本的性格として、土地占取の主体がいずれも血縁団体であることを指摘し、そこには社会関係を規定する原理として血縁関係にもとづく共同団体が形成されていると論じている。
- 9) 1994年に制定されたエチオピアの新憲法では、土地の所有について、次のような規定がある(40条3項)。「地方や都市部の土地の所有権は、すべての自然資源と同様に、まったく国家と国民に属するものである。土地は国家と国権、そしてエチオピア国民に共有の財産であり、売買やその他の交換に付されるべきものではない」(Fasil, 1997: 230)。
- 10) エチオピアで広く話されているアムハラ語では、土地の所有者のことを「*balä märet* = 土地の主人」という言い方をする。この *balä* という言葉は、家 *bet* や財産 *habi* といった言葉の前につけることで、「家の主人」あるいは「財産の持ち主」といった意味となる。
- 11) 「なわばり論」は動物生態学などを中心に発展してきた理論で、基本的には、資源への競合がある場合、その資源が比較的豊富で予測可能な状況において、排他的な「なわばり」をつくることもっとも適応的な方法であるとされる。なかでも人間社会のなわばり形成に注目したダイソン＝ハドソンらは「なわばり territoriality」を、「あきらかな防御とおした排斥やある種のコミュニケーションといった手段によって、多かれ少なかれ排他的にある個人や集団によって占有された場所である」と定義する(Dyson-Hudson and Smith et al., 1978: 22)。
- 12) 対象地の設定にあたっては、コンバに居住する農民のこれまでの社会生活や生業の領域、歴史的経緯などを考慮した。コンバは1974年の社会主義政権の成立とともにひとつの「カバレ *qäbäle*」(=「行政村」)となったが、その後96/97年に隣村コチョレと合併してガバネ・アボ・カバレとなった。本稿では、かつてのコンバ・カバレの領域を対象とする。
- 13) コーヒー栽培地帯では、コーヒーの森が広がっているために野生動物も豊富で、周辺の畑における獣害もそれだけ大きい。この獣害が、コーヒー栽培地帯の食糧事情を逼迫させる一因だという指摘もある(Guluma, 1986)。
- 14) アムハラ *rist* system という土地所有や相続については、双系相続という原則のもとで形成されるはずの同族集団が、その成員の定義や系譜的な関係がきわめてあいまいなために、同じ祖先をもつという出自の主張も、たびたび政治的な力や抗争の結果に左右されるものであったことが指摘されている(Hoben, 1973)。「リスト・システムは、より離れた集団に対抗するために、経済的・政治的・儀礼的な忠誠心を互いにもたせるような連帯的な協力集団のシステムではない。むしろ、互いに距離をとらせるような構造化されたあいまいさのシステムであり、例外的に一時的な同盟が築かれるのは、率直な自己利益にもとづいているだけである」(Hoben, 1973: 237)。
- 15) たしかに畑の刈り跡に他人の牛が入って自由に利用していても、その畑の土地がすぐに他人のものになるわけではない。しかし「所有」という現象が、資源や富への排他的なアクセスとその強制力を含意しているとしたら、たとえ土地の所有者が同じ個人であったとしても、収穫後は誰もが自由に使えるようになる土地と、空き地であっても厳重に立ち入りが禁止されるような(日本などの)「私有地」とを同じ所有形態と

して同列に扱うわけにはいかない。資源へのアクセスが誰に對してどれほど開かれているのか、その排他性に着目して土地所有という問題を考える重要性は、こうした多様性を描き出すことにある。

- 16) 農牧民カリモジョの例では、家畜の放牧地は牧草の密度に差があり、拡散していて予測可能性も低い。そのため、極度に草が不足しているときに相対的に潤沢な放牧地が占有されることをのぞけば、ほとんど「なわばり」として守られることはないとされている (Dyson-Hudson and Smith, 1978)。
- 17) Cashdan (1983) は、ブッシュマンの異なる4集団を「なわばり論」にもとづいて検証し、社会組織へのアクセスと排除が、資源のなわばりを防衛するための有効な要素になっていると指摘した。また秋道 (1995) は、資源管理という観点から、日本における自然資源が歴史的にさまざまな文化的に意味づけされた領域として保護されてきたことを指摘している。

参考文献

(著者がエチオピア人の場合は、呼称どおり、[本人の名前 父親の名前]の順に表記している)

- 赤羽裕, (1971)『低開発経済分析序説』, 岩波書店。
- 秋道智彌, (1995)『なわばりの文化史』, 小学館。
- Basset, Thomas J. and Donald E. Crummey (eds.), (1993) *African Agrarian Systems*. Madison, The University of Wisconsin Press.
- Berry, S., (1993) *No condition is Permanent: The Social Dynamics of Agrarian Change in Sub-Saharan Africa*. Madison, The University of Wisconsin Press.
- Berry, S., (1997) "Tomatoes, Land and Hearsay: Property and History in Asante in the Time of Structural Adjustment", *World Development* 25(8): 1225-41.
- Bohannon, P. and L. Bohannon, (1968) *Tiv Economy*. London, Longmans.
- Cashdan, E., (1983) "Territoriality among Human Foragers: Ecological Models and an Application to Four Bushman Groups", *Current Anthropology* 24(1): 47-66.
- CSA (Central Statistics Authority), (1996) *The 1994 Population and Housing Census of Ethiopia, Results for Oromia Region Volume I: Part VI, Statistical Report on Population Size of Kebeles*. Addis Ababa.
- Demel Teketay, (1999) "History, Botany and Ecological Requirements of Coffee", *Walia* 20: 28-50.
- Downs, R. E. and S. P. Reyna, (1988) *Land and Society in Contemporary Africa*. Hanover, University Press of New England.
- Dyson-Hudson, R. and E. A. Smith, (1978) "Human Territoriality: An Ecological Reassessment", *American Anthropologist* 80: 21-41.
- Fasil Nahum, (1997) *Constitution for a Nation of Nations: The Ethiopia Prospect*. Lawrenceville, The Red Sea Press.
- Gluckman, M., (1965) *Politics, Law and Ritual in Tribal Society*. Oxford, Blackwell.
- Guluma Gameda, (1986) "Some Notes on Food Crop and Coffee Cultivation in Jimma and Limmu Awarajas, Kaffa Administrative Region (1959s to 1970s)", *Proceedings of the Third Annual Conference of the Department of History*. Addis Ababa University.
- Hultin, J., (1984) "Kinship and Property in Oromo Culture", S. Rubenson (ed.), *Proceedings of the Seventh International Conference of Ethiopian Studies*. pp. 451-7. Institution of Ethiopian Studies, Addis Ababa University.
- Hoben, A., (1973) *Land Tenure among the Amhara of Ethiopia*. Chicago, The University of Chicago Press.
- Juul, K. & C. Lund, (2002) "Negotiating Property in Africa: Introduction", Kristine Juul & Christian Lund (eds.), *Negotiating Property in Africa*. Portsmouth, Heinemann.
- 松村圭一郎, (2002)「社会主義政策と農民—土地関係をめぐる歴史過程：エチオピア西南部・コーヒー栽培農村の事例から」, 『アフリカ研究』 61: 1-20.
- 松村圭一郎, (2005)「社会空間としての『コーヒーの森』：ゴンマ地方における植林地の拡大過程から」, 福井勝義 (編)『社会化される生態資源：エチオピア 絶え間なき再生』, 京都大学学術出版会, pp. 219-255.
- Moore, S. F., (1998) "Changing African Land Tenure: Reflections on the Incapacities of the State", *The European Journal of Development Research* 10(2):33-49.
- Moore, S. F. (2000[1978]) *Law As Process: An Anthropological Approach*. Oxford, James Currey Publishers.
- Shipton, P. (1994) "Land and Culture in Tropical Africa: Soils, Symbols, and the Metaphysics of the Mundane", *Annual Review of Anthropology* 23:347-77.
- Shipton, P. and M. Goheen, (1992) "Introduction: Understanding African Land-Holding: Power, Wealth, and Meaning", *Africa* 62(3):307-325.
- 吉田昌夫, (1999)「東アフリカの農村変容と土地制度変革のアクター：タンザニアを中心に」, 池野旬 (編), 『アフリカ農村像の再検討』, アジア経済研究所, pp. 3-58.

(Summary)**The land use decides its ownership pattern:
resource use and land tenure in a rural village, southwestern Ethiopia.**

Kei'ichiro Matsumura

Graduate School of Human and Environmental Studies, Kyoto University

The study of land tenure in Africa has a long history. This paper examines critically some classical frameworks of land tenure studies in Africa and suggests that it is important to pay attention to land variations in terms of the resource use. Among the Oromo society, which is the main ethnic group in the study area, the term *abba lafa* (a father of land) has been treated as a key concept for their land tenure system. This case study, however, indicates that there is a wide range of land use variation and that its meaning and value can be varied based on the way of resource utilization, and according to the agricultural calendar. In the individually owned coffee plot, labor force is intensively inputted at a very limited time in the harvest season, but it is not exclusively enclosed. In maize field, which is also owned by households, farmers use

and keep it exclusively from sowing to harvest, but after harvest, cattle herd of other villagers come in and graze freely. At lowland meadow, the cattle graze all year round and no one owns the land. While the land in settlements, especially along the main street, is frequently sold and bought, the land in each compound of household, enclosed with a fence, is owned and used in multilayered way among family members. All these lands are not under a single local institution, or not fully covered by a certain folk system. The differences of land use influence the degree of exclusivity and the value of the land. This paper reveals the wide varieties of land resources in a rural village and argues that the land use pattern is one of the most significant factors for land tenure.